

監査委員公表第594号

平成28年3月31日付け監査第1007号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月12日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	濱	田		洋
大分県監査委員	尾	島	保	彦

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(総務部)		
医療政策課	平成27年12月16日	<p>指摘事項 現金収納事務において、平成26年度の定期監査で指摘されているにもかかわらず、手数料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいるほか、現金出納表への記帳もなされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 担当の繁忙期や不在のときに事務が滞ったことから、代替することができる職員を増やす事により負担を分散している。 また、課員全員が確認できる位置にホワイトボードを設置し、課内でその日の現金受領の有無を確認できるようにした。事務処理が完了するまではボード上に記載したままとし、課内で事務処理状況を把握することにより事務処理の遅延がないよう徹底していきたい。 金銭出納員においても、金庫での現金保管状況を毎日確認することを再度徹底する。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(土木建築部)		
大分土木事務所	平成27年10月26日	<p>注意事項 港湾使用料に係る現金収納事務において、現金出納表に受入及び払出等の状況が記載されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 記載のなかった現金出納表は、領収書控え及び財務会計システムの収入一覧を突合したうえで年度当初から作成し、県に収納された額と一致することを複数の職員で確認した。 現在は、現金の収受日に現金出納表に記入し、金銭出納員が確認、決裁している。 今後、現金の取扱いは複数の職員で行い、最終的に金銭出納員が現金出納表により確認することでチェック体制を充実させることとした。</p>